

平成 17 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名

NSW

(登記社名：日本システムウエア株式会社)

代表者の役職名
コード番号
本社所在地
問合せ先
責任者役職名
氏 名
電 話

取締役社長 中 島 秀 昌
9 7 3 9 東証第一部
東京都渋谷区桜丘町 3 1 番 1 1 号
常務取締役兼執行役員 企画本部長
田 代 昭 臣
0 3 - 3 7 7 0 - 1 1 1 1 (代表)

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

(商法第 280 条ノ 20 および商法第 280 条ノ 21 に規定する新株予約権の発行)

当社は、平成 17 年 5 月 18 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 39 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社取締役、執行役員、顧問および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。
- 新株予約権発行の要領
 - 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役、執行役員、顧問および従業員
 - 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式 300,000 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$
 - 発行する新株予約権の総数
3,000 個を上限とする。
なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)は 100 株とする。ただし、上記(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの付与株式数について同様の調整を行う。
 - 新株予約権の発行価額
無償とする。
 - 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額
新株予約権 1 個当たりの払込みをなすべき金額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に新株予約権 1 個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.03 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。
なお、新株予約権発行日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、新株予約権発行日後、株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員、顧問または従業員であることを要する。ただし、後記で掲げる新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、取締役、執行役員、顧問または従業員の地位を失った後も引き続き権利を行使できる。

新株予約権の割り当てを受けた者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を相続することができる。ただし、権利行使期間開始以前に死亡した場合は、この限りでない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の処分は認めないものとする。

その他の条件については、平成17年6月29日開催予定の当社第39回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および消却の条件

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転契約書につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が(7)の条件を満たさない状態になり、権利を喪失した場合には、その新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するためには取締役会の承認を要する。

(10) その他

新株予約権に関する詳細については、平成17年6月29日開催予定の当社第39回定時株主総会決議およびその後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

以上

(注) 上記の内容については、平成17年6月29日開催予定の当社第39回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。